

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 2年 6月 3日	第55号
	発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官舎 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目	次	ページ
条 例		
○ 名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例	(財政・資金課) (第53号)	7
○ 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例	(健福・総務課) (第54号)	9
規 則		
○ 名古屋市食品衛生法等施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第85号)	10
○ 保健所長委任規則及び動物愛護センター所長委任規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室) (第86号)	12
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則	(会計・出納課) (第87号)	14
○ 名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第88号)	15
告 示		
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第318号)	18
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第319号)	19
○ 名古屋市旧川上貞奴邸等の臨時休館について	(観光・歴史まちづくり推進室) (第320号)	20
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第321号)	21
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第322号)	23
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第323号)	24
○ 名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の定款の変更認可	(住都・市街地整備課) (第324号)	25
○ 建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の中止	(住都・建築指導課) (第325号)	26
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第326号)	27
○ 指定特定相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課) (第327号)	31
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について		

	(健福・障害者支援課)	(第328号)	32
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・建築指導課)	(第329号)	33
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第330号)	34
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第331号)	35
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第332号)	40
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第333号)	42
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止	(健福・保護課)	(第334号)	43
○ 建築協定の認可	(住都・建築指導課)	(第335号)	44
○ 名古屋市公会堂等の臨時休館(観光・歴史まちづくり推進室)		(第336号)	45
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第337号)	47
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第338号)	48
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第339号)	50
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第340号)	53
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第341号)	55
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止	(健福・保護課)	(第342号)	58
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第343号)	59
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第344号)	60
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第345号)	61
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第346号)	62

- 生活保護法による施術機関の指定 (健福・保護課) (第347号) 64
 - 生活保護法による指定施術機関の廃止 (健福・保護課) (第348号) 65
 - 名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の理事の退任の届出
(住都・市街地整備課) (第349号) 66
-

達

- 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部改正
(総務・行政改革推進室) (第37号) 67
-

教 育 委 員 会 告 示

- 教育委員会定例会の開催について (第13号) 68
-

人 事 委 員 会 規 則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (第8号) 69
-

上 下 水 道 局 管 理 規 程

- 新型コロナウイルス感染症の予防及び経済的支援を目的とする水道料金の減額に関する規程 (第23号) 70
-

公 告

- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告 (住都・建築指導課) 72
 - 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課) 73
-

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例（第53号）

1 制定の趣旨

新型コロナウイルス感染症に係る対策事業を推進するため、名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金（以下「基金」という。）を設置します。（第1条関係）

2 主な内容

基金の積立て、管理、益金の処理及び運用について必要な事項を規定します。（第2条から第6条関係）

3 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例（第54号）

1 改正内容

介護保険料額の減免に関する規定を整備します。（第16条関係）

2 施行期日

令和2年6月1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市食品衛生法等施行細則の一部を改正する規則（第85号）

1 改正内容

食品衛生法の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第2条の2、第3条及び第10条関係）

2 施行期日

令和2年6月1日から施行します。ただし、一部の規定は、令和3年6月1日から施行します。

○ 保健所長委任規則及び動物愛護センター所長委任規則の一部を改正する規則（第86号）

1 改正内容

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年名古屋市条例第16号）の一部改正に伴い、保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第7号）の規定を整備します。（本則関係）

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴い、動物愛護センター所長委任規則（昭和46年名古屋市規則第89号）の規定を整備します。（本則関係）

2 施行期日

令和2年6月1日から施行します。

○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（第87号）

1 改正内容

資金を前渡することができる経費の対象を拡大します。（第74条関係）

2 施行期日

令和2年6月1日から施行します。

○ 名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則（第88号）

1 改正内容

(1) 保険料の減免について、既定の整備を行います。（名古屋市介護保険条例施行細則第32条関係）

(2) 保険料の減免について、規定の整備を行います。（附則関係）

2 施行期日

令和2年6月1日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部を改正する規程（第37号）

1 改正内容

あけぼの学園において、職員の宿直を見直し、勤務体制を変更することに伴い、規定を整備します。（第 8条関係）

2 施行期日

令和 2年 6月 1日から施行します。

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 25 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第53号

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例

(設置の目的)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に係る対策事業の資金に充てるため、名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金には、新型コロナウイルス感染症に係る対策事業を推進するための寄附金及び市長が必要と認めた額を積み立てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代える

ことができる。

(益金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 5月26日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第54号

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第 2項中「第 135条第 3項」を「第 135条第 6項」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 2年 6月 1日から施行する。

名古屋市食品衛生法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 5月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第85号

名古屋市食品衛生法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市食品衛生法等施行細則（昭和31年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 2条の次に次の 1条を加える。

（指定成分等含有食品の届出）

第 2条の 2 法第 8条第 1項の規定による届出は、規則第 2条の 2第 1項各号に掲げる事項を記載した届出書を保健所長に提出してしなければならない。

第 3条中「第 9条第 1項ただし書」を「第10条第 1項ただし書」に改める。

第10条を次のように改める。

（営業の届出）

第10条 法第57条第 1項の規定による届出は、規則第70条の 2各号に掲げる事項を記載した届出書を保健所長に提出してしなければならない。

附 則

- 1 この規則は、令和 2年 6月 1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、令和 3年 6月 1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市食品衛生法等施行細則第10条の規定による届出は、一部施行日前においても行うことができる。

保健所長委任規則及び動物愛護センター所長委任規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 2 年 5 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第86号

保健所長委任規則及び動物愛護センター所長委任規則の一部を改
正する規則

(保健所長委任規則の一部改正)

第 1 条 保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第 7 号）の一部を次のよう
に改正する。

本則第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(1) の 2 食品衛生法（昭和22年法律第 233 号）第 8 条第 1 項による届出
の受理及び同条第 3 項による調査に関すること。

本則第 2 号中「（昭和22年法律第 233 号）」を削る。

本則第 5 号の 2 の次に次の 1 号を加える。

(5) の 3 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附
則第 9 条による届出の受理に関すること。

本則第60号中「者」の次に「（営んでいた者を含む。）」を加える。

(動物愛護センター所長委任規則の一部改正)

第2条 動物愛護センター所長委任規則（昭和46年名古屋市規則第89号）の一部を次のように改正する。

本則第4号中「第25条第1項」の次に「による指導及び助言、同条第2項」を加え、「同条第2項」を「同条第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、「及び勧告」の次に「、同条第5項による報告の徴収及び立入検査」を加える。

本則第6号中「者」の次に「（営んでいた者を含む。）」を加え、「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第87号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第74条第 1 項に次の 2 号を加える。

- (26) 特別定額給付金
- (27) 子育て世帯への臨時特別給付金

附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第88号

名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市介護保険条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第32条第 1項に後段として次のように加える。

この場合において、次項各号のいずれかに該当するときは、納期限までに区長に提出されたものとみなす。

第32条に次の 1項を加える。

2 条例第16条第 2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 災害その他やむを得ない理由により、納期限までに前項の介護保険料減免申請書を区長に提出することができないと認める場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める場合

附則に次の 1 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免の特例)

第 6 条 第 1 号被保険者について、次の各号に掲げる事由に該当するときは、令和 2 年 2 月から令和 3 年 3 月までの期間（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に伴う保険料の減免を受けた者が生活保護法による保護を受けている期間又は中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている期間を除く。以下同じ。）における各納期に納付すべき保険料（特別徴収に係る保険料の減免については、令和 2 年 2 月から令和 3 年 3 月までの期間における法第 135 条第 6 項に規定する特別徴収対象年金給付の支払に係る保険料とする。）の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減免する。ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、第 1 号にのみ該当するものとして同号の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき 当該保険料の額の全部

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少する場合のうち市長が定める事由に該当したとき 市長が定める額

2 前項の規定により保険料の減免を受ける者については、第31条第 2 項の規定は、適用しない。

3 第31条第 4 項の規定は、第 1 項第 2 号の規定による減免について準用する。

4 第 1 項第 2 号に掲げる事由及び第31条第 1 項の表 2 の項又は 3 の項の事由に該当する場合における同表 2 の項又は 3 の項の適用については、これらの規定の右欄中「相当する額」とあるのは、「相当する額（10 円未満の端数は、切り上げる。）から附則第 6 条第 1 項第 2 号の規定による減免額を控除した額（当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。）」とする。

(名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部改正)

第 2 条 名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免の特例)

第21条 被保険者について、次の各号に掲げる事由に該当するときは、令和 2年 2月から令和 3年 3月までの期間における各納期に納付すべき保険料 (特別徴収に係る保険料の減免については、令和 2年 2月から令和 3年 3月までの期間における準用介護保険法第 135条第 6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払に係る保険料とする。) の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減免する。

(1) 新型コロナウイルス感染症 (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 附則第 1条の 2第 1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。) により被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者 (以下「主たる生計維持者」という。) が死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき 当該保険料の額の全部

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少する場合のうち市長が定める事由に該当したとき 市長が定める額

2 前項第 2号に掲げる事由及び第19条第 1項の表 2の項又は 3の項左欄の事由に該当する場合における同表 2の項又は 3の項の適用については、これらの規定の右欄中「相当する額」とあるのは、「相当する額から附則第 21条第 1項第 2号の規定による減免額を控除した額 (当該額が 0を下回る場合には、0とする。)」とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 2年 6月 1日から施行する。
- 2 第 1条の規定による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則附則第 6条の規定及び第 2条の規定による改正後の名古屋市国民健康保険条例施行細則の規定は、令和 2年 2月 1日から適用する。

名古屋市告示第 318号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 2年 5月25日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 有料公園施設の名称
駐車場（日光川公園）

- 2 変更内容

令和 2年10月 3日（土）及び同月 4日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9時から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 319号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により、告示します。

令和 2年 5月25日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 有料公園施設等の名称
駐車場（日光川公園）

- 2 変更内容

令和 2年 6月20日（土）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9時から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 320号

名古屋市旧川上貞奴邸等の臨時休館について

名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則（平成16年名古屋市規則第92号）第 2条の 2第 1項、名古屋市文化のみち榿木館条例施行細則（平成20年名古屋市規則第 131号）第 3条第 1項及び名古屋市揚輝荘条例施行細則（平成24年 8月 3日名古屋市規則第 112号）第 3条第 1項の規定により、次の施設を令和 2年 5月 31日（日）まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため臨時休館します。

令和 2年 5月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設の名称

名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）

名古屋市文化のみち榿木館

名古屋市揚輝荘（南園 聴松閣）

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 321号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 2年 5月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 許可年月日及び許可番号

令和元年11月21日 31指令住開指第 177号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区森の里一丁目96番 1（I工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中村区名駅四丁目26番25号

名鉄不動産株式会社

代表取締役 前田由幸

名古屋市中村区平池町 4丁目60番地 9

大和ハウス工業株式会社

支配人 和田哲郎

名古屋市中村区名駅四丁目 5番28号

近鉄不動産株式会社 名古屋事業本部

執行役員名古屋事業本部長 浦崎敏幸

北九州市小倉北区馬借 2丁目 6番 8号

第一交通産業株式会社

代表取締役 田中亮一郎

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 322号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、平成17年名古屋市告示第 297号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 2年 5月26日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市港区本星崎町字北3836番 3の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置なし（土壤の追完調査が実施され、土壤溶出量基準に適合していることが確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 323号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、平成26年名古屋市告示第77号により指定した形質変更時届出管理区域の一部及び平成26年名古屋市告示第 322号により指定した形質変更時届出管理区域の全てを解除します。

なお、平成26年名古屋市告示第77号により指定した形質変更時届出管理区域は、平成26年名古屋市告示第 322号、平成27年名古屋市告示第 279号及び本告示により、その全てを解除します。

令和 2年 5月26日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市北区福德町 4丁目37番 1の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）
砒素^ひ及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 324号

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

令和 2年 5月26日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称
名古屋市中志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字中志段味字二ツ塚2239番地
- 3 設立認可の年月日
平成 7年12月28日
- 4 変更認可の年月日
令和 2年 5月26日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 325 号

建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の中止

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第70条第 1 項の規定による建築協定の認可の申請が取り下げられたため、令和 2 年名古屋市告示第 283 号による、次の建築協定に係る建築協定書の縦覧を中止します。

また、同法第72条第 1 項の規定による、次の意見の聴取を中止します。

令和 2 年 5 月 27 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 建築協定の名称
鳴海町南荘建築協定
- 2 建築協定区域
名古屋市緑区鳴海町字片坂 7 番 1 外
- 3 意見の聴取会における聴取事項
鳴海町南荘建築協定について
- 4 意見の聴取会の開催日時
令和 2 年 6 月 8 日（月） 午後 2 時 00 分
- 5 意見の聴取会の開催場所
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市役所西12E 会議室（名古屋市役所西庁舎12階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 326号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 5月27日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
社会福祉法人名古屋 市身体障害者福祉 社連合会 名古屋市中村区横 田二丁目 4番16号	名身連グループホ ーム中村	短期入所	2310101445	令和 2年 5月 1日
	名古屋市中村区荒 輪井町 1丁目14番 地	共同生活援助	2320100205	令和 2年 5月 1日
株式会社リトルピ ッグ 名古屋市中村区二 ツ橋町 4丁目44番 地の 1	リトルビー 名古屋市中村区大 秋町 1丁目11番地 の 2	就労継続支援 B型	2310101452	令和 2年 5月 1日
特定非営利活動法 人スポNAGOネ クスト 名古屋市中村区名 駅南一丁目 1番14	就労継続支援B型 事業所スポNAG O y a n a g i b a s h i 名古屋市中村区名	就労継続支援 B型	2310101460	令和 2年 5月 1日

号	駅南一丁目 3番15号			
株式会社アバンセ ライフサポート 愛知県一宮市中町 一丁目 8番26号	アバンセメンタル ラボ中村 名古屋市中村区中 島町 1丁目16番地	自立訓練（生 活訓練）	2310101478	令和 2年 5月 1日
カルミア株式会社 名古屋市西区上名 古屋二丁目 1番 7 号	カルミア訪問介護 事業所 名古屋市西区上名 古屋二丁目 1番 7 号	居宅介護 重度訪問介護	2310201393	令和 2年 5月 1日
株式会社A S X E E D 東京都港区南青山 二丁目 2番15号	ハイサポート名古 屋 名古屋市西区名駅 二丁目29番 3号	重度訪問介護	2310201401	令和 2年 5月 1日
株式会社プレーナ 名古屋市瑞穂区豆 田町 2丁目13番地 の 2	ヘルパーステーシ ョンプレーナ 名古屋市中川区戸 田一丁目1201番地	居宅介護 重度訪問介護	2311301598	令和 2年 5月 1日
株式会社プラチナ セブン 東京都港区芝大門 一丁目 2番 8号	介護事業所うるわ し名古屋 名古屋市中川区法 華西町 2丁目60番 地	居宅介護 重度訪問介護	2311301606	令和 2年 5月 1日
株式会社セイブ 名古屋市中川区万 場三丁目1314番地	あしたば 名古屋市中川区万 場三丁目1312番地 の 2	短期入所	2311301614	令和 2年 5月 1日
株式会社 I R 名古屋市中川区万	G H S U R P A S S	短期入所	2311301622	令和 2年 5月 1日

場四丁目1001番地	名古屋市中川区吉津二丁目 209番地の 3	共同生活援助	2321300317	令和 2年 5月 1日
株式会社ウェルシード 愛知県愛西市小茂井町中40番地	就労支援事業所めぐみる 名古屋市中区正木二丁目13番 2号	就労継続支援 A型	2316101092	令和 2年 5月 1日
社会福祉法人A J U自立の家 名古屋市昭和区恵方町 2丁目15番地	A J U自立の家デイセンターサマリアハウス 名古屋市昭和区恵方町 2丁目15番地	自立生活援助	2316200092	令和 2年 5月 1日
セブンシーズ合同会社 名古屋市西区新道一丁目19番32号	きそ訪問介護 名古屋市北区喜惣治一丁目 275番地の 2	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317301600	令和 2年 5月 1日
株式会社ハートリフォーレ 名古屋市守山区日の後1105番地の 2	就労支援事業所 J O B F i N D 名古屋市守山区大字下志段味字北荒田2353番地の 2	自立訓練（生活訓練）	2317601702	令和 2年 5月 1日
トップケアジャパン株式会社 名古屋市守山区廿軒家 8番17号	訪問ケアあんしん生活 名古屋市守山区廿軒家12番17号	居宅介護 重度訪問介護	2317601827	令和 2年 5月 1日
特定非営利活動法人ささしまサポートセンター 名古屋市中村区靖	博愛の宿規俊荘 名古屋市中村区橋下町 3番18号	共同生活援助	2320100213	令和 2年 5月 1日

国町 1丁目94番地			
------------	--	--	--

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 327号

指定特定相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の20第 1項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 5月27日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
株式会社L i f e k i t. 兵庫県神戸市東灘 区西岡本六丁目11 番 1－ 505号	相談支援センター みどり 名古屋市緑区滝ノ 水四丁目2107番地	特定相談支援	2338500214	令和 2年 5月 1日
		障害児相談支 援	2378500207	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 328号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 5月27日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
有限会社猫嫁在宅福祉総合サポートセンターひだまり 名古屋市昭和区楽園町 118番地の21	在宅福祉総合サポートセンターひだまり 名古屋市昭和区妙見町63番地	同行援護	2310100181	令和 2年 4月 5日
株式会社シティプランニング 名古屋市天白区島田二丁目 706番地	ジェイ&ビー倶楽部 名古屋市天白区島田二丁目 706番地	居宅介護 重度訪問介護	2316400338	令和 2年 4月30日
一般社団法人日本福祉協議機構 名古屋市天白区井の森町 232番地 1	グループホーム春風 名古屋市緑区鹿山二丁目79番地の 7	共同生活援助	2328500059	令和 2年 4月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 329号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 2年 5月28日

名古屋市長 河 村 たかし

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和元年10月17日 31指令住開指第 162号	名古屋市南区弥生町 8 番外 1筆	名古屋市瑞穂区妙音通 3 丁目31番地の 1 株式会社AVANTIA 代表取締役 沢田康成
令和元年12月 2日 31指令住開指第 197号	名古屋市天白区音聞山 1214番	名古屋市中区栄四丁目 5 番 3号 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 林 知秀
令和元年 8月19日 31指令住開指第 109号	名古屋市中川区富田町 大字千音寺字供木4417 番 1外 5筆	名古屋市中川区富田町大 字千音寺3977番地 横井法子

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 330号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 5月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
スカイ薬局	名古屋市守山区小幡太田 3番 3号	平成30年 5月 1日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
すずめ調剤薬局	名古屋市緑区桶狭間神明1533番地	令和 2年 2月 27日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 331号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 5月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称	株式会社H&H東海	
介護事業者の所在地	名古屋市瑞穂区浮島町12番 304号	
介護事業所の名称	訪問介護ステーションKポリス	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字高根39番第12番地
	新	名古屋市瑞穂区浮島町12番 304号
変更年月日	令和 2年 1月 1日	

介護事業者の名称	合同会社メープルリング	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区猪子石原二丁目1104番地	
介護事業所の名称	訪問介護ステーションメープルリング	

介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区猪子石原三丁目1707番地
	新	名古屋市名東区猪高台一丁目1301番地
変更年月日	令和2年4月1日	

介護事業者の名称	株式会社名東介護センター	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区名東本通3丁目31番地	
介護事業所の名称	株式会社名東介護センター	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区名東本通5丁目1番地
	新	名古屋市名東区名東本通3丁目31番地
変更年月日	令和2年3月7日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称	ソフィアメディ株式会社	
介護事業者の所在地	東京都品川区西五反田1-3-8	
介護事業所の名称	旧	訪問看護ステーションリハピネス
	新	ソフィア訪問看護ステーション名東
介護事業所の所在地	名古屋市名東区代万町1丁目49番地	
変更年月日	令和2年4月1日	

介護事業者の名称	株式会社名東介護センター	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区名東本通3丁目31番地	
介護事業所の名称	ナースステーション名東	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区名東本通5丁目1番地
	新	名古屋市名東区名東本通3丁目31番地
変更年月日	令和2年3月7日	

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業者の名称	有限会社ミドリ薬局
----------	-----------

介護事業者の所在地	名古屋市守山区森宮町50番地	
介護事業所の名称	有限会社ミドリ薬局イズミ店	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区泉一丁目11番15号
	新	名古屋市東区泉一丁目 8番 5号
変更年月日	令和元年 7月 1日	

4 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	株式会社ななみ	
介護事業者の所在地	愛知県春日井市勝川新町二丁目89番地 2	
介護事業所の名称	ケアプランななみ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区花町 2番 2号
	新	名古屋市北区楠味鏡三丁目 403番地の 1
変更年月日	令和 2年 1月 1日	

介護事業者の名称	株式会社e-L i f e	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区藤森二丁目 292番地	
介護事業所の名称	ケアプランセンターはーと	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区本地が丘1102番地
	新	名古屋市名東区引山三丁目 716番地
変更年月日	令和 2年 3月 1日	

介護事業者の名称	株式会社名東介護センター	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区名東本通 3丁目31番地	
介護事業所の名称	株式会社名東介護センター介護相談室	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区名東本通 5丁目 1番地
	新	名古屋市名東区名東本通 3丁目31番地
変更年月日	令和 2年 3月 7日	

5 地域密着型通所介護

介護事業者の名称	株式会社NEXT HOPE	
介護事業者の所在地	名古屋市中川区神郷町 1丁目 7番地	
介護事業所の名称	旧	デイサービスセンター幸せの輪
	新	デイサービスネクストホープ神郷
介護事業所の所在地	名古屋市中川区神郷町 1丁目 7番地	
変更年月日	令和 2年 2月 1日	

6 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	株式会社H&H東海	
介護事業者の所在地	名古屋市瑞穂区浮島町12番 304号	
介護事業所の名称	訪問介護ステーションKポリス	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字高根39番第12番地
	新	名古屋市瑞穂区浮島町12番 304号
変更年月日	令和 2年 1月 1日	

介護事業者の名称	有限会社加藤石材	
介護事業者の所在地	愛知県瀬戸市陶原町三丁目23番地	
介護事業所の名称	ヘルパーステーションゆかり	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区桔梗平一丁目1114番地
	新	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086 番地の 269
変更年月日	令和元年 9月 1日	

介護事業者の名称	株式会社名東介護センター	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区名東本通 3丁目31番地	
介護事業所の名称	株式会社名東介護センター	

介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区名東本通 5丁目 1番地
	新	名古屋市名東区名東本通 3丁目31番地
変更年月日	令和 2年 3月 7日	

7 予防専門型通所サービス

介護事業者の名称	株式会社NEXT HOPE	
介護事業者の所在地	名古屋市中川区神郷町 1丁目 7番地	
介護事業所の名称	旧	デイサービスセンター幸せの輪
	新	デイサービスネクストホープ神郷
介護事業所の所在地	名古屋市中川区神郷町 1丁目 7番地	
変更年月日	令和 2年 2月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 332号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 5月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
寺島歯科	名古屋市中村区亀島一丁目10番22号	令和 2年 4月 1日
松浦歯科医院	名古屋市昭和区山中町 2丁目40番地	令和元年 9月30日
大矢歯科医院	名古屋市中川区荒江町17番13号	令和 2年 1月 1日
田中外科	名古屋市港区入場一丁目 123番地	令和 2年 1月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
寺島歯科	名古屋市中村区亀島一丁目10番22号	令和 2年 4月 1日
松浦歯科医院	名古屋市昭和区山中町 2丁目40番地	令和元年 9月30日
大矢歯科医院	名古屋市中川区荒江町17番13号	令和 2年 1月 1日
田中外科	名古屋市港区入場一丁目 123番地	令和 2年 1月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
寺島歯科	名古屋市中村区亀島一丁目10番22号	令和 2年 4月 1日
ごきそ歯科医院	名古屋市昭和区御器所通 3丁目 7番地	令和元年 7月31日
松浦歯科医院	名古屋市昭和区山中町 2丁目40番地	令和元年 9月30日
大矢歯科医院	名古屋市中川区荒江町17番13号	令和 2年 1月 1日
田中外科	名古屋市港区入場一丁目 123番地	令和 2年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 333号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 5月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社介護福祉サービス 名古屋市港区小碓一丁目 232 番地	みなと・なかがわ介護支援センター 名古屋市港区小碓一丁目 232 番地	令和 2年 3月 1日
有限会社オフィスアイウィッシュ 名古屋市北区上飯田南町 3丁目 5番地の 1	ケアプランセンター紬 名古屋市名東区高針三丁目 404番地	令和 2年 3月 31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 334号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 2年 5月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	休止年月日
貴船薬局	名古屋市中川区万場一丁目 408番地	令和 2年 3月15日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第335号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定により告示するとともに、同条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和2年5月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 建築協定の名称

小幡稲荷前団地建築協定

2 建築協定区域

名古屋市守山区小幡中二丁目512番 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 336 号

名古屋市公会堂等の臨時休館

名古屋市公会堂条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第49号）第11条第2項、名古屋市民会館条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第65号）第13条第2項、名古屋市芸術創造センター条例施行細則（平成6年名古屋市規則第49号）第2条第2項、名古屋市青少年文化センター条例施行細則（平成8年名古屋市規則第82号）第3条第2項、名古屋市文化小劇場条例施行細則（平成6年名古屋市規則第50号）第2条第2項、名古屋市民ギャラリー条例施行細則（平成6年名古屋市規則第51号）第3条第2項、名古屋市演劇練習館条例施行細則（平成7年名古屋市規則第79号）第2条第2項、名古屋市音楽プラザ条例施行細則（平成8年名古屋市規則第80号）第2条第2項、名古屋市短歌会館条例施行細則（平成6年名古屋市規則第52号）第2条第2項、名古屋市東山荘条例施行細則（平成6年名古屋市規則第53号）第2条第2項及び名古屋能楽堂条例施行細則（平成8年名古屋市規則第122号）第3条第2項の規定により、次の施設を令和2年5月31日まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため臨時休館します。

令和2年5月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設の名称

名古屋市公会堂

名古屋市民会館

名古屋市芸術創造センター

名古屋市青少年文化センター

名古屋市文化小劇場

名古屋市民ギャラリー

名古屋市演劇練習館

名古屋市音楽プラザ

名古屋市短歌会館

名古屋市東山荘

名古屋能楽堂

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室

名古屋市告示第337号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和2年5月28日

名古屋市長 河村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備考
公益社団法人愛知県看護協会	名古屋市昭和区円上町26番18号	令和2年1月1日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 338号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 2年 5月28日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

戸田川緑地	港区春田野一丁目、二丁目、西福田一丁目、西蟹田、南陽町大字福田字西蟹田、字大儘、大字西福田字猿島 中川区水里一丁目、富永一丁目、富田町戸田	図面港81の 14の区域	平成 6年 4月 1日
-------	--	-----------------	-------------

」

を

「

戸田川緑地	港区春田野一丁目、二丁目、西福田一丁目、西蟹田、南陽町大字福田字西蟹田、字大儘、大字西福	図面港81の 15の区域	平成 6年 4月 1日
-------	--	-----------------	-------------

田字猿島 中川区水里一丁目、富永 一丁目、富田町戸田		
----------------------------------	--	--

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 2年 5月28日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 339号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
マイクリニック大久保名古屋	名古屋市中村区椿町 1番16号	令和 2年 4月 1日
名古屋栄駅前ふくはら大腸肛門外科・消化器内科	名古屋市中区栄四丁目 2番 7号	令和 2年 3月 1日
もり在宅クリニック	名古屋市中川区高畑四丁目67番地	令和 2年 4月 1日
医療法人博報会名古屋バースクリニック	名古屋市名東区引山三丁目 201番地	令和 2年 4月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
医療法人明察会名古屋広小路ナオキ歯科室	名古屋市中区栄二丁目 3番 1号	令和 2年 1月 6日
大矢歯科医院	名古屋市中川区荒江町17番13号	令和 2年 1月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
ウエルシア薬局名古屋萱場店	名古屋市中区千種区萱場二丁目 5番19号	令和 2年 3月 1日
うえの調剤薬局	名古屋市中区千種区上野三丁目 8番20号	令和 2年 3月 1日
ワコウ薬局千種店	名古屋市中区千種区宮根台一丁目 7番 7号	令和 2年 4月 1日
V・drug錦二丁目薬局	名古屋市中区錦二丁目 6番 1号	令和 2年 4月 1日
キューワ薬局御器所店	名古屋市昭和区川名本町 3丁目77番地	令和 2年 4月 1日
V・drug柴田薬局	名古屋市南区鶴見通 2丁目 1番地の 1	令和 2年 4月 1日
そよ風薬局瀬古店	名古屋市守山区瀬古一丁目 720番地の 2	令和 2年 3月 1日
なるみ調剤薬局	名古屋市緑区鳴海町字向田 252番地の 4	令和 2年 4月 1日

ポトス薬局はら店	名古屋市天白区原一丁目 102番地	令和 2年 4月 1日
----------	-------------------	-------------

4 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
ライフ訪問看護ステーション	名古屋市中村区横井一丁目 112番地	令和 2年 3月 1日
みんなのかかりつけ訪問看護ステーション昭和	名古屋市昭和区東畑町 1丁目28番地	令和 2年 3月 1日
みんなのかかりつけ訪問看護ステーション高畑	名古屋市中川区高畑一丁目 241番地	令和 2年 3月 1日
みんなのかかりつけ訪問看護ステーション藤が丘	名古屋市名東区宝が丘29番地	令和 2年 3月 1日
みんなのかかりつけ訪問看護ステーション植田	名古屋市天白区植田一丁目1801番地	令和 2年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 340号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	こんどう女性クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市中区新栄一丁目 3番
	新	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地
変 更 年 月 日	令和 2年 3月 2日	

2 歯科

医 療 機 関 名	坂井歯科医院	
所 在 地	旧	名古屋市昭和区隼人町 6番地の 7
	新	名古屋市昭和区隼人町 6番地の 6
変 更 年 月 日	令和 2年 3月 1日	

3 訪問看護

医 療 機 関 名	旧	訪問看護ステーションリハピネス
	新	ソフィア訪問看護ステーション名東
所 在 地		名古屋市名東区代万町 1丁目49番地
変 更 年 月 日		令和 2年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 341号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
ちくさセントラルクリニック	名古屋市千種区今池四丁目 401番	令和 2年 4月 1日
リブラささしまメディカルクリニック	名古屋市中村区平池町 4丁目60番地の12	令和 2年 3月 1日
いまむらクリニック	名古屋市港区明正一丁目 290番地	令和 2年 3月31日

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
松田歯科	名古屋市東区徳川町 403番地	令和 2年 4月 1日
寺島歯科	名古屋市中村区亀島一丁目10番22号	令和 2年 4月 1日
名古屋広小路ナオキ歯科	名古屋市中区栄二丁目 3番 1号	令和 2年 1月 1日
大矢歯科医院	名古屋市中川区荒江町17番13号	令和 2年 1月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
はすのは調剤薬局	名古屋市千種区本山町 2丁目38番地	令和元年12月25日
ヨシミ薬局	名古屋市千種区宮根台一丁目 4番24号	令和 2年 2月 5日
うえの調剤薬局	名古屋市千種区上野三丁目 8番20号	令和 2年 3月 1日
イオン薬局上飯田店	名古屋市北区織部町 1番地	令和 2年 3月 9日
ぽぷり薬局しけんや店	名古屋市守山区四軒家二丁目 550番地	令和 2年 2月29日
薬局は一ばす平針店	名古屋市天白区平針四丁目 404番地	令和 2年 4月 1日

4 訪問看護

医療機関名	所在地	廃止年月日
g o o d 訪看リハビリステーション	名古屋市中村区森末町 1丁目58番地	令和 2年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 342号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 2年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	休止年月日
医療法人神谷メデイカルクリニック	名古屋市中区金山四丁目 6番16号	令和 2年 2月29日

2 薬局

医療機関名	所在地	休止年月日
貴船薬局	名古屋市中川区万場一丁目 408番地	令和 2年 3月15日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 343号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 2年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医療機関名	所在地	辞退年月日
Uクリニック竹内 歯科	名古屋市昭和区山里町54番地の 2	令和 2年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 344号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
みんなの在宅クリニック	名古屋市東区東大曾根町36番13号	令和 2年 4月 1日
きゅうとく医院	名古屋市名東区本郷二丁目66番地の1	令和 2年 4月 1日

2 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
スマイルナーシング中川	名古屋市中川区下之一色町字宮分17番地の 1	令和 2年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 345号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	菊井クリニック
	新	菊井皮フ科クリニック
所 在 地	名古屋市西区名駅二丁目 1番 3号	
変 更 年 月 日	平成30年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 346号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
アマン出張鍼灸マ ッサージ治療院	名古屋市天白区天白町大字八事字裏 山 134番地の 1	令和 2年 3月 2日
丸山 俊		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

みやび鍼灸院	名古屋市中区丸の内二丁目11番23号	令和 2年 3月23日
手嶋 一雅		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 347号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
訪問マッサージK E i R O W知多ス テーション	愛知県知多市にしの台二丁目1703番 地	令和 2年 3月 5日
北野 弘士		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 348号

生活保護法による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定施術機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
手嶋 一雅	名古屋市南区南野三丁目44番地	令和 2年 3月10日
手嶋 一雅		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 349号

名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市緑笹塚土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

令和 2年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名	住 所
吉 田 寛	名古屋市昭和区楽園町83番地の 1 楽園マンションA棟 202号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市達第37号

子ども青少年局
あけぼの学園

名古屋市児童福祉施設処務規程（昭和24年名古屋市達第21号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月27日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第8条 <u>あけぼの学園の園長及び玉野川学園の園長は、所属職員をして宿直させなければならない。</u>	第8条 玉野川学園の園長は、所属職員をして宿直させなければならない。

附 則

この達は、令和2年6月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第13号

教育委員会定例会の開催について

令和 2年 6月 5日午後 3時30分名古屋市役所東庁舎 5階大会議室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和 2年 5月29日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

請願審査について

名古屋市入学準備金条例の一部改正について

名古屋市博物館協議会委員の委嘱について

名古屋市美術館協議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 26 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 8 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 号を加える。

(5) 就職氷河期世代採用試験

別表第 3 備考 2 中「第 2 類採用試験」の次に「又は就職氷河期世代採用試験」を加える。

附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第23号

新型コロナウイルス感染症の予防及び経済的支援を目的とする水道料金の減額に関する規程を次のように定める。

令和2年5月29日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

新型コロナウイルス感染症の予防及び経済的支援を目的とする水道料金の減額に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号。以下「施行規程」という。）第33条第5項の規定に基づき、積極的な手洗い及びうがいの推奨による新型コロナウイルス感染症の予防並びに当該感染症に係る影響を受けた市民生活及び事業活動への経済的支援を目的として行う水道料金（名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号。以下「条例」という。）第23条に規定する給水料をいう。以下同じ。）の減額措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 減額の対象となる水道料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 2箇月点検区域（施行規程第1条第7号に規定する2箇月点検区域をいう。以下同じ。）において、点検日（同号に規定する点検日をいう。以下同じ。）が偶数月にある場合 令和2年7月分及び8月分の水道料金（令和2年8月1日以降に点検日又は中止日（水道の使用を中止する日をいう。以下同じ。）があるものに限る。）
- (2) 2箇月点検区域において、点検日が奇数月にある場合 令和2年8月分及び9月分の水道料金（令和2年9月1日以降に点検日又は中止日がある

ものに限る。)

(3) 量水器の点検を1箇月ごとに行う場合 令和2年8月分及び9月分の水道料金

(方法)

第3条 水道料金の減額は、条例及び施行規程の規定により算出した水道料金から、その者に適用される基本料金（条例第23条に定める基本料金をいう。）に相当する額に100分の110を乗じて得た額を減ずることにより行う。

(特例)

第4条 前2条の規定にかかわらず、施行規程第22条第5項の規定により水道料金を計算するものの減額については、別に定める。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、営業部長が定める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和2年5月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 認定対象区域

名古屋市港区泰明町三丁目1番1の一部及び1番2の一部

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年5月28日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大須301ビル・万松寺ビル

名古屋市中区大須三丁目3010番地 ほか23筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
8,441平方メートル	8,354平方メートル

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)今井総本家	午前 9時00分	午前 0時00分	午後10時00分	午後12時00分
(株)松屋コーヒー本店				
未定	—	午前 6時00分	—	午前 1時00分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
建物 3階荷さばき施設No. 1	午前 6時00分から 午後10時00分まで	午前 5時00分から
建物 3階荷さばき施設No. 2		午前 1時00分まで

3 変更の日

令和 2年 6月26日

4 変更しようとする理由

- (1) 2(1)については、店舗面積該当範囲の整理を行ったため
- (2) 2(2)については、来店客の利便性向上のため
- (3) 2(3)については、業務効率化のため

5 届出の日

令和 2年 5月19日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 5月28日から同年 9月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 9月28日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課